

中央労働委員会ニ於ケル調停案ハ千九百三十円十九趣
ナルガ之ニ對シ政府ハ

一、調停ニヨル賃銀ハ高キニ失シ他事葉ニ波及スヘキ
ヲ以テ悪性ヲインフレヲ諒致シ國家再建ニ支障
アルシト認ム

二、調停ニヨル賃銀ヲ以テ公社経営ヲ遂行スルニハ電
気料金ヲ現行、約二倍半ニ引上ケル必要アリ

政府ハ労働争議ニヨル賃銀値上ト肉聯シテ
電気料金、値上ヲ認ム之意ナシ

昭和二十一年十一月三日

内務、司法、厚生、商工、農林省
大臣 協定